平成30年度 石川児童クラブの利用について(案内)

本町では、昼間保護者のいない家庭における児童の育成指導を図るため、遊びを主とした健全育成活動を行う「石川児童クラブ」を開設しております。

つきまして、平成30年度石川児童クラブの利用を希望される方は、別紙(児童クラブ利用申請書)により申込み下さい。(※現在、児童クラブ利用中で、継続利用を希望される方も申請が必要となります。)

なお、児童クラブの必要性の高い児童を優先しますので、申し込みをされてもご希望に添えない場合がありますので予めご了承願います。

記

- 1. 対象児童 小学校1年生から小学校6年生
 - ①下校にバス(スクールバス)等を利用しない児童のうち、下記の要件を満たす児童。
 - 同居する父母・祖父母等が下記の理由により下校時から 17 時 30 分の時間帯において児童の保育ができないこと。(同居するとは、同一敷地内に居住している方を含みます。)
 - ・ 就労している(自営業・農業を含む)
 - ・ 就職するために学校(職業訓練校等)に通学している
 - ・ 病気や心身の障がい、介護等その他の事由により児童の保育ができない
 - ②児童、または児童の兄弟等に障害があり、児童クラブ利用を必要と認められる児童。
- 2. 開 設 日 ①平日〈祝祭日を除く〉下校時から午後5時30分まで(最大延長:午後6時45分まで)
 - ②夏休み・冬休み等

〈土日・祝祭日・お盆(8月12日から16日まで)

・年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)等を除く〉

午前8時30分から午後5時30分まで

③新学期:在校児童は、4月3日から

:新入学児童は、入学式当日から

- ※ 利用希望者がいる場合のみ午後5時30分から午後6時45分の延長時間を開設します。
- ※ 児童クラブ利用後は、クラブへ保護者が迎えに来て帰宅することになります。
- ※ 学校運営の都合により、時間が変更となる場合もあります。また、授業が早く終わる日については、お弁当を持参して利用することができます。なお、災害、インフルエンザ等のため小学校が臨時休校となった場合には、児童クラブも活動休止となりますのでご了承ください。
- 3. 登 録 料 年額 1,800円 (4月の利用料と一緒に引き落とします。)
- 4. 利 用 料 **月額 2,500円** (口座振替)
 - ※ 兄弟で利用する場合は、2人目以降は1ケ月1,250円となります。
 - ※ 利用料のほか、**おやつ代 月額 500 円**を別途集金いたします。
 - ※ 夏休みを利用しない場合には、8月分を徴収いたしません。
 - ※ 夏休みのみの利用も可能です。(ただし、登録児童の状況により利用できない場合があります。) 夏休みのみ利用の場合は利用料 4,000 円、登録料 500 円、おやつ代 1,000 円になります。

- 5. 延長利用料 ★ 1日 100円 ※午後5時30分~6時00分まで利用の方。 ★ 1日 200円 ※午後5時30分~6時45分まで利用の方。
- 6. 保 険 一般財団法人 児童健全育成推進財団【児童クラブ共済制度】に加入します。
- 7. 開設場所 町立石川小学校内「児童クラブ室」 ただし、季節等により上記以外の場所で活動することもあります。
- 8. 登録数 100名(定員を超えた場合には、審査により調整させていただきます。)
- 9. 指 導 員 町専任児童クラブ指導員
- 10. 申込方法 ①児童クラブ利用申請書
 - ②家庭調査票
 - ③在職証明書等(※必要添付書類参照

証明書等の学年欄には来年度の学年をご記入ください。)

※添付書類は保護者(父・母)および同居している祖父母(世帯分離、同一敷地内を含む)分が必要です。

001	要件	必要添付書類
1	就労(内定含む会社 員)の場合	在職(内職含む)証明書(所定の用紙に勤務先で証明を受けてください)
	就労(自営業・農業) の場合	自営業従事確認書(民生委員の確認) 又は 農業従事確認書(農業委員会で確認)
2	求職中の場合	申し込み時点では書類の提出は不要です 入所後2ヶ月以内に就労を開始し1の証明書を提出してください
3	就学の場合	①在学期間の記載のある在学証明書の写し ②時間割表等の写し
4	障がいの場合	手帳の写し
5	疾病・負傷や 看護・介護の場合	①介護を必要とすることを証明できるもの(診断書、障害者手帳、介護保健被保険者証の写しなど ②疾病・看護等確認書

- ※上記に定めるほか、必要により要件等を証する書類等の提出を求める場合があります。
- ※ 用紙は保健福祉課もしくは石川児童クラブでお受取ください。(石川町HPからもダウンロードできます。)
- ※ 申込は先着順ではありません。希望者がクラブの定員を超えてしまう場合、児童の学年(1年生から3年生までの児童を優先させていただきます)・保護者・祖父母の状況などにより必要度の高い児童を優先して入所調整をします。
- 11. 申込期限 ①在 児 **平成30年2月19日(月)**
 - ②新入児 **平成30年2月26日(月)**
- 12. 提出 先 役場保健福祉課児童福祉係または、 児童クラブ指導員(児童クラブ室石川小学校1階へ)
- 13. 決定通知 3月12日(月) までに審査結果を通知いたします。
- 14. 問合せ先 石川町役場 保健福祉課 児童福祉係 №:0247-26-0811